

## 上原ゆみ子（日本共産党、京都市伏見区） 2008年7月15日

日本共産党の上原裕見子です。議員団を代表してただいま議題になっております意見書案（15）件、決議案（2）件のうち、自民・公明・創世フォーラム提案の「拉致問題の早期解決に関する意見書」案、4会派提案の「地球温暖化防止対策の促進に関する意見書」案、に反対し、他の意見書案（13）件と決議案（2）件に賛成の立場で討論します。

まず、自民・公明・創世提案の「拉致問題の早期解決に関する意見書（案）」です。

北朝鮮による拉致問題の一刻も早い解決が求められていることは言うまでもありません。わが党は早くから国会で、北朝鮮との正式の交渉ルートを確立し、その中で拉致問題を含め、日朝間の諸懸案を解決すべきだと主張してきました。そして拉致問題を含む諸懸案の包括的解決と国交正常化を確認した2002年9月の日朝平壤宣言を支持し、この宣言の立場で問題の解決にあたるべきと求めてきました。

今回、北朝鮮が核開発計画の申告書を提出したことにより、アメリカが北朝鮮をテロ支援国家指定から解除する手続きに入ったことも、わが党は「6カ国協議の合意にもとづいた朝鮮半島の非核化に向けた一歩として歓迎し、北朝鮮の核兵器の完全放棄につながることを強く期待する」という立場です。

また先に開かれた6カ国協議では、一方が前向きの行動をとれば、他方も前向きの行動で応えるという「行動対行動」の原則と、意見が一致した問題から段階的解決を図ることが合意されました。いま進みつつある朝鮮半島の非核化への前向きの流れがさらに進むことが、拉致問題の解決への進展をうながす新しい条件となります。

拉致問題と6カ国協議の関係については、京都新聞社説も『「拉致問題の進展」をエネルギー支援参加の条件としている日本だが、不参加が長引くようだと、他の参加国から不満の声がでかねない』としています。

したがって本意見書案が、「経済制裁解除は行わない」、「テロ支援国家指定の解除等を見直すよう」としていることは、国際社会の努力に逆行し、拉致問題解決を遠ざけるものであり反対です。

次に、4会派提案の「地方における消費者行政の充実に関する意見書」案についてです。

悪質な犯罪や巧妙な手口による振り込め詐欺や架空請求など、消費者被害の増加のもと、地方における消費者行政の充実は、喫緊の課題となっています。

ところが、この間、「行政改革」により全国的に消費者行政が切り捨てられてきており、消費者の相談窓口である消費生活安全センターの体制は極めて貧弱となっています。中でも、本会議質問でも指摘したとおり、相談員は消費者行政の第一線を担っているものの、全員1年契約の嘱託職員であり、年収は150万円前後と雇用条件は極めて不安定な状態です。相談員の人員不足や、相談員が取得した資格や蓄積した経験を活かせず力を発揮できないのは、消費者にとって大いなる損失ではないでしょうか。

それだけに、相談員の待遇改善、消費生活安全センターの機能と権限の拡充、市町村支援の充実などのため、国が積極的な財政措置を講じることが必要です。

そうした立場から賛成するものです。

次に二つの「原油価格の高騰に関する対策を求める意見書」(案)についてですが、4会派提案の意見書はアメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した、ハゲタカファンドと言われるヘッジファンド等の投機資金が先物取引市場、原油市場や穀物取引市場になだれ込み、今日の事態を招いていることへの指摘がありません。

また、国の緊急対策では生活関連の4項目の事例も挙げ、特別交付税措置にふれられているものの、農林水産業、伝統産業、食品、製造、流通、建設、運輸等の中小企業への支援は従来からの省エネルギー等への転換支援を求めているにとどまっています。

我が党提案の意見書案は、原油や穀物などを投資対象からの監視と規制を世界に働きかけること指摘し、農業・林業・酪農など農林水産業などへの燃料の直接補助、中小企業の経営に直接支援を求め、原油高騰の直撃を受けている生活関連支援に止まらず、全ての分野に十分な支援策を求めており、ぜひ賛同をお願いします。

次に、4党派提案の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現に関する」決議案、についてです。

仕事と生活を両立させて、人間らしく生きたいという労働者の願いや要求にこたえられる社会をめざすことが今ほど求められているときはありません。

こうした中、政府は昨年12月、「ワークライフバランス社会の実現」にむけ、「仕事と生活の調和憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をまとめ、女性の就業率の引き上げをはじめ、フリーターの数を3分の2に減少、週60時間以上の長時間労働の半減などの数値目標も掲げました。

ところが、それを実現するためには、労使が協調して生産性の向上に努めながら自主的に取り組むことが基本となっており、労働者や国民の意識改革の問題に歪めています。これでは労働者や国民の願いに応えるものではありません。

ワークライフバランス社会の実現のためには、労働者派遣法の抜本改正をはじめ、保育所の整備、育児休暇の取得、家庭生活と仕事の両立ができる社会基盤整備などが必要です。

ましてや、本府にワークライフバランス社会の実現を求めるのなら、これまでわが党が指摘してきたように、本府が給与費プログラムで正規職員を削減し続けて非正規に置き換え、長時間労働を府職員に押し付け、官製ワーキングプアをつくりだしている事態を是正することこそ、必要ではないでしょうか。

我が党提案の決議案は、真に仕事と生活の調和の実現をめざして、本府が積極的な役割を果たすことを求めたものであり、みなさんの賛同を求めます。

次に我が党提案の「労働者派遣法を派遣労働者保護法へと抜本改正することを求める意見書案」についてです。

派遣労働者は不安定な雇用のもとで、「ワーキングプア」の温床となっています。なかでも日雇い派遣は「倉庫の整理と言われ、行った先は冷凍庫で手に凍傷けができた」というように人間をモノ扱いするというひどいものです。交通費は自前、派遣会社による法外な手数料のピンハネ、低賃金が横行しています。社会保険や労災保険、雇用保険もなく、労災も自己責任にされ、アパートが借りられず「ネットカフェ難民」に陥り、貧しさから脱却できません。

この原因は労働法制の規制緩和をつづけてきたことです。なかでも派遣労働は1999年に対象業種が原則自由化され、2003年に製造業まで解禁されてから急増し、320万人に及んでいます。その7割が日雇いなど登録型です。

こうしたなか現在政府・与党も「日雇い派遣の原則禁止」とのべはじめてはいますが、これだけでは不十分です。この際、労働者を使い捨てしてきた労働者派遣法は抜本改正して、労働者が将来に希望をもって、人間らしく生き働くことのできる派遣労働者保護法に変えるよう国に求めるものです。

なお、4党派提案の意見書には賛成するものですが、これほど規制緩和万能論で労働法制を改悪してきた政府与党の責任は重大であることを指摘しておきます。

次に民主党提案の「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案」についてです。

4月1日から始まったこの制度は、75歳以上の人を「後期高齢者」とよび、他の世代と切り離して際限のない負担増に追い込むとともに、受けられる医療を制限し、医療に差別を持ち込むという、制度の根幹そのものに怒りがわき起こっており、世論調査では国民の6割がこの制度の廃止を求めています。

参議院では4党が「廃止」の共同提案を行い可決されました。府内の地方議会の「廃止」の意見書可決は、宇治市、城陽市、京田辺市、木津川市、向日市、大山崎町など広がっています。

府議会では府民生活・厚生常任委員会に付託された「後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請

願」は我が党と民主党の賛成多数で可決されましたが、このことは府民の声に応えた画期的なものです。

よって国に対して廃止を求める一点で賛成します。

なお意見書案は「医療保険制度の一元化」と書かれていますが、今後の医療保険制度のあり方について我が党は、財源を消費税に求めるのではなく、すべての国民が安心できる医療制度となるよう力をつくすべきと考えています。

次に我が党が提案の「生活保護利用者の通院移送費支給に関する局長通知撤回を求める意見書案」についてです。

ある70歳の女性は「近くにあった掛かり付け医が移転したので、月に2回電車を利用している。老齢加算がなくなりさらに移送費が出なくなると通院できない」と訴えておられるように、移送費が支給されなくなると医療を受ける権利や、健康で文化的な生活を営む権利すら奪われることとなります。これでは生活保護制度とは逆行するものとなってしまいます。厚生労働大臣が事実上の撤回というのであれば、4月1日の厚生労働省援護局長通知を撤回しこれまでどおり移送費を支給するよう国に対して求めるのが当然ではありませんか。みなさんの賛同をお願いします。

次に我が党提案の「妊婦健診に対する財政措置を求める意見書」案についてです。

妊婦健診は、母子ともに健康で出産できるように妊娠の週数に応じて必要な検査を受ける制度です。ところが経済的な理由などで検診を受けないまま「飛び込み出産」により妊婦や胎児が死亡するという痛ましい事故が相次いでいます。また、出産の高齢化にともなうリスクも高まっています。そうしたなか、厚生労働省は、昨年1月に「妊婦検診の公費負担は14回程度が望ましい」との方向を打ち出しました。その結果、厚生労働省の調査で妊婦健診の公費負担の全国平均回数は昨年8月の2.8回から本年4月時点で5.5回に増えて拡充の流れが進んでいます。一方、福島県、滋賀県では10回以上の公費助成ですが、京都では5回程度であり、自治体により大きな格差があります。

したがって14回程度の無料健診を、国が責任をもって財政措置を講ずることを求めるものあり、賛同をお願いします。

最後に二つの「地球温暖化防止対策」に関する意見書案についてです。

先に行われた洞爺湖サミットは、主要先進国が緊急を要する中期目標をはじめ、長期目標についても具体的目標を示さず、世界の期待に反する結果となりました。

長期目標については「2050年までに半減」の目標を掲げたものの、「世界全体で共有する目標」とし、中期目標も「野心的な中期の国別総量目標を実施」としましたが、具体的な数値目標は示しませんでした。マスコミなどでも長期目標の取りまとめに対し「なんともまどろっこしい表現」と疑問が投げられ、「不明確な成果」と批判的なのは当然です。

このような結果をもたらした最大の原因は「経済活動へのいかなる規制にも反対」とするアメリカの姿勢にあり、これに追隨してきた日本政府の責任も重大であります。

4会派提案の「地球温暖化防止対策の促進に関する意見書」案は、冒頭の「温室効果ガスは一向に減る心配がなく」などの叙述にも示されているように、アメリカなどの態度を容認し、EU各国の先進的取り組み、温暖化抑止の世界の願いにも反するものとなっています。さらに温暖化対策に緊急かつ決定的に重要な産業界や、大口排出企業に対する規制について、一言も触れていないなど、極めて立ち後れた内容となっています。また、「原子力発電の稼働率の向上」と原発依存が強調されていることも問題です。

よって4会派提案の意見書には反対です。

今後、京都議定書後の新しい国際的枠組みづくりをどう進めるのか、そのためにも日本政府がサミットの弱点をのりこえ、積極的に取り組みを強化しなければなりません。我が党提案の意見書案は意欲的な中期目標をただちに設定するなど、具体的方針を提起したものであり、各会派のみなさんご賛同を願うものであります。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。